

毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

号外第三十号

令和八年

七月二十八日

火曜日

目次

条例

○山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例

条例のあらまし

○ 山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（産業振興課）

1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行の日から施行することとした。

条例

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十三号

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例（令和七年山梨県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十三項」に改める。

附 則

この条例は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行の日から施行する。